

1 はじめに

- ・児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設であり、18歳未満の子どもを対象とする安心・安全な子どもの居場所であるほか、子育て支援の場としての役割も担っている
- ・これまで、既存施設の転用などによる整備や老朽施設の統合・整備を行い、現在、古川母と子の家を含め、24施設を設置している
- ・児童館が将来にわたって「子どもの居場所」としてその役割を十分に発揮し、安心して、安全に利用できる場所であるために、これからの児童館のめざす方向性などをまとめた

2 児童館に関する主な経過

- 平成9年2月 函館市児童館整備計画
- 平成26年3月 今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」について
- 平成28年8月 函館市公共施設等総合管理計画
- 平成29年12月 児童館の老朽化への対応について
高盛児童館・人見児童館・本町児童館の集約について
- 平成30年3月 函館市立地適正化計画
- 令和2年2月 第2期函館市子ども・子育て支援事業計画

3 児童館が抱える課題

- **子どもを取り巻く環境の変化に対応する「子どもの居場所」づくり**
国において、児童館を含む地域の「子どもの居場所」づくりを強力に推進していくこととしており、従来の慣例にとらわれない児童館の機能や役割の強化などがその課題として掲げられている
- **利用者の減少と利用者層の偏り**
子どもの利用者のうち、小学生が約8割と多数を占めており、中学生および高校生世代の利用が少ない状況にある
- **認知度の不足**
保護者・子どもともに児童館の利用についての認知が不足している
- **施設の老朽化**
半数以上の施設の建築年数が法定耐用年数を超えており、多くの施設で老朽化が進んでいる
- **社会情勢等の変化や小学校の再編に伴う児童館の配置**
「函館市立小・中学校再編計画」等における小学校の再編の動きなどを踏まえ、配置について検討する必要がある

4 これからの児童館のめざす方向性とその実現に向けた取組みについて

(1) これからの児童館のめざす方向性

18歳未満すべての「子どもの居場所」(子どもの健やかな成長を支援する拠点)
・すべての子どもの健やかな成長に向けた活動の場・交流の場
・子育て支援の場

(2) めざす方向性の実現に向けた各種取組み

ア 施設規模や地域特性等を踏まえた新たな取組みの実施

- ・18歳未満すべての子どもの居場所となるべく、各児童館の実情を踏まえ、めざす方向性の実現に向けて創意工夫しながら、特色ある取組みを検討し、実施する
- ・実施にあたっては、「モデル児童館」を位置づけ、まずはモデル児童館において試行的に取り組み、評価および検証を行ったうえで、他の児童館への展開を検討する
- ・SNSの活用などによる効果的な情報発信に取り組む

イ 施設や機能の維持・整備

- ・老朽化している施設は、立地等を踏まえ個々に検討することとし、市の技術職員による点検結果を踏まえ、必要な補修や改修を行う
- ・児童センターについては、地域における子どもの健やかな成長を支援する拠点として維持する
- ・長期的な使用が困難な状況になった場合には、学校の余裕教室などを活用し、小学生の放課後の遊び場や居場所の確保に努めるなど、児童館機能の移転についての検討を基本とする
- ・従前から児童館が配置されていないエリアについては、学校の余裕教室での放課後子ども教室の実施や拡充などにより、子どもの居場所づくりを進める
- ・効率的かつ効果的な施設運営が期待される場合には、複数施設の統合による新たな施設整備についても選択肢の一つとする

[具体的な取組み]

(ア)心身の健康増進および知的・社会的能力の向上

- ・「まなびウィークデイin児童館」の対象児童館の拡充

(イ)中学生および高校生世代の目線に立った居場所づくり

- ・開館時間の1～2時間の延長

(ウ)子どもの意見の尊重

- ・自由に意見を伝えることができる「こども目安箱(仮称)」の設置

(エ)福祉的課題への適切な対処

- ・関係機関などとの情報共有体制の検討

(オ)地域の子育て支援の場としての乳幼児および保護者等の居場所づくり

- ・手遊びや絵本の読み聞かせなどの乳幼児向け企画の拡充

(カ)民間団体等との連携による児童館の活用促進

- ・子ども食堂などの児童館での実施の検討

(キ)世代や団体の垣根を越えた積極的な児童館の活動参加の促進

- ・町会や企業等との協力関係の構築

(ク)民間活力を活用したより良い児童館運営の追求

- ・指定管理者制度の対象児童館拡大について検討

など